

「用事があるから」と声をかけて 通りかかった組合員に 高塩指導助役が

組合員のみなさん！ ユニオン・国労組合員のみなさん！

運転士で東海労東海労組合員が退出点呼を終え指導科の前を通りかかったところ、待っていた高塩助役に声をかけられ「用事があるから」と言われました。しかし組合員は、「仕事は終わったので帰ります」と答えました。その後、組合員は超勤整理があり当直で超勤整理簿を書いているところへ、わざわざ高塩助役が来て、再度「用件があるので指導科に来るように」と通告されました。

組合員も再度、「仕事は終わったので帰ります」と答えましたが、超勤整理簿を提出した後に、またしても高塩助役から「一口試問の件で指導する」と言われました。組合員が「今度にして下さい」と言うと、なんと、一方的に「業務指示違反」を通告されたのです。

「業務指示違反」で 奥村指導科長から事情聴取が

後日、組合員に後訓後の「指導科用件」があり、やむなく指導科へ行くと、高塩助役はいないものの指導科長と数名の助役が待ちかまえていました。指導科長は、「高塩助役からの業務指示を無視して帰りましたね」と強引にせまりましたが、組合員は、高塩助役に声をかけられた時に「仕事は終わった、今度にして下さい」と断ってから帰ったため「業務指示違反の記憶はない」と答えました。

組合員は、そもそも業務指示をされていないにもかかわらず、「業務指示違反」は理不尽だと思い、「指導科用件と言われれば業務なのか」と聞くと、指導科長は「呼んだら業務です」「社会人なら勉強して下さい」「普通は従うでしょう」と言い放ったのです。

奥村科長こそ 社会人なら勉強してください

もちろん就業規則には「呼んだら業務」とは書かれていません。超過勤務に対する取扱は労働基準法という法律にも明記されています。あらかじめ超過勤務の時間や業務内容を本人に伝えなければなりません。

さらに、本人の都合やきつい仕事の実態をも無視するなどのもつての外です。疲れ切って帰ってきたら「用件」では疲れが倍増します。

わたしたち東海労は、「命令と服従」の「業務指示」「業務指示違反」を認めません。奥村指導科長こそ社会人なら勉強すべきです。

パワハラは許さない！ 異常な労務管理を糾弾する！